令第二十二条の三第二十七号に掲げる養殖業	赤潮特約に係る部分以外の部分	—	二七・五	—	—	—	—	二二・一	—	—	—
	赤潮特約に係る部分	—	一八・二	—	—	—	—	一四・九	—	—	—
令第二十二条の三第二十八号に掲げる養殖業	赤潮特約に係る部分以外の部分	—	二七・五	—	—	—	—	二二・一	—	—	—
	赤潮特約に係る部分	—	一八・二	—	—	—	—	一四・九	—	—	—
令第二十二条の三第二十九号に掲げる養殖業	赤潮特約に係る部分以外の部分	一〇・九	二七・五	一九・九	一〇・九	七・九	二二・一	一四・九	一四・三	八・〇	—
	赤潮特約に係る部分	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	—
令第二十二条の三第三十号に掲げる養殖業	赤潮特約に係る部分以外の部分	—	二七・五	—	—	—	二二・一	—	—	—	—
	赤潮特約に係る部分	—	一八・二	—	—	—	一四・九	—	—	—	—
令第二十二条の三第三十一号に掲げる養殖業	赤潮特約に係る部分以外の部分	—	二七・五	—	—	—	二三・一	—	—	—	—
	赤潮特約に係る部分	—	一八・二	—	—	—	一四・九	—	—	—	—

表備考ニを同表備考ホとし、同表備考ハ中「（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同表備考ハを同表備考ニとし、同表備考ロの次に次のように加える。

ハ　「全病害不てん補方式」とは、法第百十五条第三項（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により令第十三条第二十三号から第二十七号まで及び第三十一号から第三十四号までに掲げる養殖業ごとに疾病による死亡を共済事故としないてん補方式又は法第百十八条の二（法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により令第十三条第一号から第二十二号まで及び第二十八号から第三十号までに掲げる養殖業ごとに疾病による死亡の全部を共済事故としないてん補方式をいう。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約に係る再共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千三百二十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十条第二項の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十五号（漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき特定養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から施行する。

平成二十一年九月十六日

農林水産大臣　石破　茂

表（備考を除く。）を次のように改める。